

調 整 指 数			
区 分	番 号	条 件	調 整 指 数
世帯に係る調整指数	1	ひとり親世帯(戸籍謄本による証明または離婚調停の証明がある場合等)	8
	2	保護者の状況の類型が就労、就労(内定)または就学・技能修得で保護者のいずれかが生活保護法の適用を受けている世帯	2
	3	保護者が単身赴任している場合(4月入園の利用調整は除く)	1
	4	区外在住者(転入予定者は除く)で、勤務地が区内の場合	-4
	5	区外在住者(転入予定者は除く)で、勤務地が区外の場合	-6
	6	主たる稼動者が解雇・倒産等で、早急に就労を要する場合	3
	7	保育の利用申込締切日現在、未就学児童が3人以上いる世帯	5
	8	保育の利用申込締切日現在、小学校3年生までの児童が3人以上いる世帯	2
	9	申込児童および保護者以外の同居する親族(保護者から見て3親等以内)が、身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳1〜4度または精神障害者保健福祉手帳1〜3級を所持している場合	1
	10	保育の利用申込締切日現在、保育料の滞納がある場合	-20
保護者個人に係る調整指数	11	保護者が身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳1〜4度または精神障害者保健福祉手帳1〜3級を所持している場合	1
	12	保護者の状況の類型が就労、就労(内定)または就学・技能修得で、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している場合	2
	13	保護者の状況の類型が疾病・負傷で、入院、常時病臥または精神性・感染性疾患の細目に該当する場合	1
	14	保護者の状況の類型が就労または就学・技能修得であって、保育の利用申込締切日時時点で就労または就学・技能修得の態様が同一条件で1か月以上継続していない場合(同申込みにおいて、労働契約等の変更による保育指数の低下が見込まれる場合を除く)	-3
	15	保護者の状況の類型が就労または就学・技能修得であって、保育の利用申込締切日時時点で就労または就学・技能修得の態様が同一条件で3か月以上継続していない場合(同申込みにおいて、労働契約等の変更による保育指数の低下が見込まれる場合を除く)	-1
	16	居宅内協力者で職場が危険業種の場合(認可保育園の在園児を除く)	3
児童に係る調整指数	17	申込児童が中程度以下の障害またはこれに相当すると認められる場合	12
	18	同居する65歳未満の祖父母が補完的な保育にあたる場合	-4
	19	認可保育園の在園児が、同一世帯の他の児童の在園する保育園等への変更を希望する場合	2
	20	多胎児の児童が入園を希望する場合	3
	21	委託前から運營業務委託園に在園しており、委託園以外への保育園等に変更を希望する場合(委託開始時から翌年4月まで適用)	1
	22	自宅から直線距離で2キロメートル以上の距離にある認可保育園の在園児が、保育園等の変更を希望する場合(保育の利用申込締切日現在、区外在住する者を除く)	2
	23	申込児童の年齢が、在園している練馬区内の認可保育園の対象年齢の上限に達したことにより保育期間が終了するため、その翌月から保育園の変更を希望する場合(4月入園の利用調整に限る)	3
	24	保育の利用申込締切日現在、一定時間以上認可保育園以外の保育施設等(家庭的保育事業(保育ママ)、小規模保育事業、事業所内保育事業等も含む)に申込児童を預けている場合(保護者が育児休業中の場合を除く)	2
	25	保育の利用申込締切日現在、一定時間以上認可保育園以外の保育施設等(家庭的保育事業(保育ママ)、小規模保育事業、事業所内保育事業等も含む)に申込児童を預けている場合(保護者が育児休業中の場合を除く)で、申込児童の入園希望月が施設の受入可能年齢終了月の翌月の場合※1	3
	26	保育の利用希望月以前に復職が予定されている場合(入園でき次第復職が可能な場合を含む)で、保育の利用申込締切日現在、育児休業を取得している保護者が、当該育児休業において育児休業給付金を受給している場合(当該育児休業給付金の支給対象児童(0歳児クラスを除く)の利用調整にのみ適用する)※2	1
	27	保育の利用希望月以前に復職が予定されている場合(入園でき次第復職が可能な場合を含む)で、保育の利用申込締切日現在、育児休業を取得しており、かつ、育児休業給付金を受給している保護者が、入園希望月時点で1年6か月以上の育児休業を取得することが見込まれ、当該育児休業の対象児童の利用調整を希望する場合(2歳児クラス以上に限る)※2	2
	28	児童福祉法の観点から特に配慮が必要と認められる場合	3〜4

- 各保護者について、実施基準表により保育指数を求め、調整指数と合算して当該児童の指数とする。
- 各保護者の状況が複数の類型および細目に該当する場合であっても、各保護者の保育指数の上限は40とする。
- 保育の利用申込締切日までに、保護者が保育を必要とする状況を証明する書類が提出されない場合、実施基準表の「その他」として取扱い、保育指数は求職に準じて決定する。
- ひとり親世帯とは、母親または父親のいずれかと、その子からなる世帯である。(申込締切日時時点で、同一の住所地に配偶者(元配偶者)が居住していない、かつ、住民登録がないこと。単身赴任は除く。)
- 調整指数番号1番〜3番は、重複適用しない。
- 調整指数番号7番および8番は、重複適用しない。
- 調整指数番号14番および15番は、重複適用しない。
- 調整指数番号24〜27番は、重複適用しない。
- 区外在住者(転入予定者を除く)または保護者が保育を必要とする状況を証明する書類が提出されない場合、加算の調整指数を適用しない。

※1 施設が廃止・閉鎖される場合等は、保護者が育児休業中でも適用対象となる。

※2 認可保育園・地域型保育事業の在園児を除く。